

●香川県告示第276号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 申請者の名称及び住所並びにその代表者の氏名
有限会社詫間清掃 三豊市詫間町詫間6907番地22
代表取締役 藤田 勝利
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
三豊市詫間町詫間字松下6907番9
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
産業廃棄物の焼却施設
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
 - (1) 産業廃棄物
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物の死体（ただし、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
 - (2) 特別管理産業廃棄物
感染性産業廃棄物
- 5 申請年月日
平成30年10月2日
- 6 申請書等の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
香川県環境森林部廃棄物対策課
香川県西讃保健福祉事務所環境管理室
三豊市環境衛生課
 - (2) 縦覧期間
平成30年10月12日（金曜日）から同年11月12日（月曜日）まで
- 7 意見書の提出期限等
当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
 - (1) 提出期限
平成30年11月26日（月曜日）
 - (2) 提出先
高松市番町4丁目1番10号 香川県環境森林部廃棄物対策課
 - (3) 記載事項
ア 生活環境保全上の見地からの意見
イ 意見書提出者の氏名及び住所
ウ 対象事業の名称（有限会社詫間清掃の焼却施設）
 - (4) 提出上の注意

意見書の形式は特に問わないが、日本語により記載すること。